

# 新浦安ユナイテッドフットボールクラブ

## クラブ運営に関する細則（仮）

本細則は、新浦安ユナイテッドフットボールクラブ会則に基づき、クラブ運営に関する取り扱いについて定めるものである。

### 第1条 組織体制について

- 1、 クラブの組織体制として以下の専門部と分科会を置くこととする。  
【専門部】①審判部、②競技部、③技術部  
【分科会】①広報、②イベント、③予算・会計
- 2、 クラブ代表および副代表を除く全指導者は、前号の専門部または分科会のいずれかの組織に所属することを必須とし、指導者全員で協力してクラブ運営を行う。
- 3、 各専門部・分科会の所管事項は以下の通りとする。

部門名	所管事項
専門部／審判部	・ コーチの審判技術向上のアドバイス ・ 4種審判部会との連携
専門部／競技部	・ クラブの公式戦、招待試合、主管業務の掌握 ・ 試合・練習に関するグラウンド利用の管理・調整 ・ 備品管理 ・選手ユニフォームの管理運用 ・ Kick off における選手登録 ・ 4種競技部会との連携
専門部／技術部	・ クラブの指導・育成方針の決定、全体周知 ・ コーチの指導・育成技術向上の研修、アドバイス ・ 4種技術部会との連携
分科会／広報	・ クラブ HP の作成、更新 ・ Facebook 等クラブ SNS の運用 ・ 選手勧誘に伴う広報活動
分科会／イベント	・ 合宿をはじめとしたクラブイベントの企画、運営 ・ 応援グッズ（フラッグ、Tシャツ）の管理運用
分科会／予算・会計	・ クラブ予算の作成 ・ 資金管理／会計処理

### 第2条 サポーター制度について

- 1、 クラブ公認のサポーター制度を設ける。
- 2、 サポーターの対象者は以下の通りとする。
  - ① クラブ員の保護者、兄弟・姉妹
  - ② クラブの卒業者（前身の3クラブの卒業者を含む）
  - ③ その他クラブが特に認めた者

- 3、 前項の対象者のうち、クラブの理念・方針を理解し、あらかじめクラブに登録申請をして受理された者に限り、クラブ公認の正式なサポーターとしてクラブ員との練習やクラブの公式行事への参加を可能とする。
- 4、 サポーター登録の有効期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、期間満了日の1ヶ月前までに双方より特に意思表示のない場合は、この有効期間は自動的に更新されるものとする。

### 第3条 会費について

- 1、 クラブ員一名につき月額会費2,000円とする。
- 2、 会費の支払方法については各クラブ員によるクラブ指定の銀行口座への振込を原則とし、支払時期については当年4月分から9月分までの6ヶ月分を4月に、10月分から翌年3月分までの6ヶ月分を10月に支払うものとする。(6ヶ月分前払い) なお、振込手数料については各クラブ員の負担とする。
- 3、 退会届を提出し受理されたクラブ員については提出した月の月末をもって退会とし、以後の会費は発生しない。なお未払いの会費がある場合はその精算が終わるまで退会届は受理しないものとする。
- 4、 休会届を提出し受理されたクラブ員については提出した月の月末をもって休会とし、以後の会費は発生しない。なお未払いの会費がある場合は速やかにその精算を行うものとする。
- 5、 退会または休会により会費の返金が発生した場合、クラブはクラブ員に対し速やかに返金するものとし、その返金方法についてはクラブ員指定の銀行口座への振込を原則とする。なお、振込手数料についてはクラブの負担とする。
- 6、 入会時の入会金は設けない。  
なお、未就学児から2年生までの間に新規入会したクラブ員に対し、クラブからサッカーボール(3号球)を進呈するものとする。
- 7、 未就学児(幼稚園、保育園児)が所属するキッズ組織の会費は小学校入学時までの間に限り無料とする。  
ただし、保護者からの希望で未就学児を対象としたスポーツ安全保険に加入する場合、その保険料相当の実費を徴収するものとする。

### 第4条 (各役員を選出と役割、任期)

#### <選出方法>

- 1、 クラブ代表・副代表は会員の中より総会の議決にて選任される。
- 2、 事務局員は2年生から5年生の保護者を対象に4名以上を選任し、総会にて決定される。
- 3、 各学年に設ける学年連絡員は保護者より各学年2名以上を選任し、コーチ会議にて決定される。
- 4、 事務局員と学年連絡員は重複して選任されることを原則回避する。  
(同一人物が両方を兼務することはない)

- 5、 同一家庭において指導者と事務局員または学年連絡員とを重複して選任されることを原則回避する。

(例：父親が指導者に就任している期間は、母親は事務局員および学年連絡員の就任が免除される)

※4、5については特定の家庭に負担が集中することがないように配慮することが目的  
＜役 割＞

- 6、 クラブ代表、副代表の役割

- ① クラブ代表は指導者・育成会を代表し、総会及び本会則に基づき各部門を取り纏めながらクラブ運営を執行する。
- ② 副代表は代表を補佐し、一部代表に代わって各部門を取り纏めながらクラブ運営を執行する。(原則、1名が専門部を、もう1名が分科会を所管する)

- 7、 事務局員の役割

- ① 2名以上のグラウンド/保険担当は各学校、市役所との連携にて練習場所(入船小、美浜南小、美浜北小、旧入船北小)の確保と各小学校行事の確認ならびにクラブ員、指導者のスポーツ保険加入手続き等の事務を行う。
- ② 2名以上の会計庶務担当は会費の入金管理、経費の出金精算、サッカー協会(千葉県および浦安市)への振込等、分科会/予算・会計が担当する資金管理業務の補助を行う。
- ③ 事務局長(クラブ副代表が兼務)は会計内容を掌握し、必要に応じて会計監査を行う。

- 8、 学年連絡員の役割

- ① コーチ会議にて決定した重要案件の保護者への連絡
- ② 指導者と保護者との連絡係りとして、学年運営をスムーズに行うための補佐的な活動
- ③ 学年単位の会計管理

＜任 期＞

- 9、 任期についてクラブ代表および副代表は3年、事務局員および学年連絡員は1年とする。なお、役員の再任については妨げないものとする。

## 第5条 遠征費用について

- 1、 県大会以上の大会出場の場合のみ実費をクラブが負担する事とする。  
上記以外の試合で遠征費をクラブ負担とする場合はコーチ会議の承認を得ることを必要とし、承認のないものについては原則個人負担とする。
- 2、 前号におけるクラブ負担となる場合において、貸切のマイクロバス等を利用する場合は事前にコーチ会議で見積りを提示した上で承認を得る必要がある。
- 3、 全国大会に出場した場合の遠征費に関しては都度コーチ会議においてクラブ負担とする費用の範囲について決議するものとする。
- 4、 その他特に定めのない事項については、必要に応じコーチ会議にて協議の上決定するものとする。

## 第6条 合宿について

- 1、 合宿は4～6年のクラブ員を参加対象とする。
- 2、 分科会／イベントが中心となり毎年合宿委員会を設置し、予算・合宿地・宿泊先・合宿中の活動内容等の詳細を合宿委員会にて決定する。
- 3、 合宿委員会の構成メンバーは指導者および保護者(事務局員と学年連絡員を除く)から選出し、コーチ会議にて決定する。
- 4、 クラブ予算から合宿補助費として毎年15万円を計上するものとする。
- 5、 合宿費用については会費とは別にクラブ員・指導者・保護者の負担額を決め、合宿委員会にて集金を行いクラブ予算とは別会計にて処理を行う。また合宿委員会は合宿終了後速やかにコーチ会議にて合宿の収支報告を行うものとする。

## 第7条 慶弔費について

- 1、 本クラブに在籍するクラブ員、会員またはその家族で不幸があった際には、次に定める香典をクラブより支給することとする。

クラブ員または会員 本人	10,000 円
クラブ員の兄弟姉妹または会員の子	5,000 円

- 2、 クラブ員が卒業し中学校に入学した際には1,000円相当(消費税含まず)の祝電をクラブ員の在籍した小学校ならびに進学した中学校宛てに送ることとする。

### (付 則)

- 1、 本細則は平成30年4月1日より施行する。
- 2、 本細則はコーチ会議の承認によって改訂する事ができる。

以上